



山形県公報

平成24年11月13日（火）
第2394号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則……………（市町村課）…1285

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…1286
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 公共測量の終了の通知……………（同）…1287

### 病院事業局関係

#### 規 程

○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

## 規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第49号

#### 山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則（昭和38年7月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び学校耐震化等緊急支援事業」を「、学校耐震化等緊急支援事業及び再生可能エネルギー等導入促進支援事業」に改め、同条第2項中「又は学校耐震化等緊急支援事業」を「、学校耐震化等緊急支援事業又は再生可能エネルギー等導入促進支援事業」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項の「再生可能エネルギー等導入促進支援事業」とは、市町村が行う学校その他の公共的施設における太陽光その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギー等の導入を図る事業をいう。

第4条第1項第1号に次のように加える。

ハ 第2条第6項の再生可能エネルギー等導入促進支援事業に係る資金 無利子  
第4条第1項第2号口中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1072号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------------|--------------------------|----------------|------------|
| 訪問看護ステーションあたしん家 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護         | 新庄市住吉町1051番2号  | 平成24. 8. 1 |
| ヘルパーステーション檜の木   | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護         | 山形市上町四丁目6番24号  | 同 10. 1    |
| 複合型サービス かしの木    | 複合型サービス                  | 山形市上町四丁目6番24号  | 同          |
| わかば調剤薬局         | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 山形市桜町4番10号     | 同          |
| 株式会社カイエイ薬局      | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市千石町二丁目6番13号 | 同 10. 3    |
| 指定居宅介護支援事業所 ゆたか | 居宅介護支援                   | 酒田市ゆたか二丁目5番地の1 | 同 10.12    |

### 山形県告示第1073号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------|---------------------------------|---------|------------|
| 社会福祉法人あづま会     | あづま居宅介護支援事業所<br>米沢市大字李山8132番地11 | 居宅介護支援  | 平成24.11. 1 |

### 山形県告示第1074号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市高見台地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年10月10日から平成25年2月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路台帳図作成）

**山形県告示第1075号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成24年7月13日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（新産業団地開発に伴う現況測量に必要な基準点測量）

**病院事業局関係****規 程****山形県病院事業管理規程第13号**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月13日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

**山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び分べん介助・診療応援手当」を「、分べん介助・診療応援手当及び回転翼航空機搭乗手当」に改める。

第12条第1項中「及び分べん介助・診療応援業務従事職員特殊勤務実績簿」を「、分べん介助・診療応援業務従事職員特殊勤務実績簿及び回転翼航空機搭乗業務従事職員特殊勤務実績簿」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

（回転翼航空機搭乗手当）

第18条の2 回転翼航空機搭乗手当は、病院に勤務する職員が回転翼航空機に搭乗し、救急医療の業務その他これに準ずるものとして管理者が別に定める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき1,900円とする。

第23条第1項中「分べん介助・診療応援手当」を「分べん介助・診療応援手当、回転翼航空機搭乗手当」に改める。

附則第8項中「分べん介助・診療応援手当」を「回転翼航空機搭乗手当」に改める。

附則第9項中「分べん介助・診療応援業務従事職員特殊勤務実績簿」を「回転翼航空機搭乗業務従事職員特殊勤務実績簿」に改める。

附則第10項中「分べん介助・診療応援手当」を「回転翼航空機搭乗手当」に改める。

別記様式の注書を次のように改める。

（注）1 従事時間が支給の要件とされていない特殊勤務手当について、「従事時間」欄は、省略すること。

2 回転翼航空機搭乗手当については、「従事時間」を「搭乗時間」と読み替えること。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

平成24年11月13日印刷  
平成24年11月13日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056